

当事者の確定——すでに亡くなっていた人を、被告にしてみました

ゼロから司法試験 復習ノート / ゼロから民訴#4a / 動画: <https://youtu.be/usvqieaPhhw>

第2編 主体 ②／動画の内容を見返し用にまとめたものです（動画には含みません）。

「ゼロから民訴」第4回。第2編「主体」は前回の**裁判所**（どの裁判所が裁くか）から、今回は**当事者**——「**誰が・誰の名で**訴訟に立つのか」——に入る。軸にするのは一つの身近な事案だ。ある自治会が、管理費を3年滞納した住人を訴えようとしている。ところが自治会そのものは法人登記のない、ただの団体。しかも訴えようとした相手は、実はすでに亡くなっていた——。法人でない団体が原告になれるのか（能力の話・#4b）、亡くなっている人を被告に据えてよいのか（確定の話・今回）。この#4aでは、まず「そもそも誰が当事者なのか」を決める第1層＝**当事者の確定**を、この事案を軸に読み解く。

1 当事者とは——形式的当事者概念

民事訴訟法は当事者を、**その名で判決を求め、また判決を求められる者**と定義する。これを**形式的当事者概念**という。訴える権利を実際に持っているかどうか（実体法上の権利の有無）とは切り離して、訴状にその名前で登場している者を当事者とする、という割り切りだ。呼び方は審級で変わり、第一審では原告・被告、控訴審では控訴人・被控訴人になるが、指しているものは同じ。そしてもう一つ、**二当事者対立の原則**がある。訴訟は必ず、対立する2つの当事者——原告と被告——の構造で行われる。

ただし「訴状に名前が書いてある者」で常に済むわけではない。訴状の記載と、本当にその紛争の主役であるべき人がズレる場面が出

てくる。そこで必要になるのが、次の**確定**という作業だ。

2

当事者の確定——訴訟法固有の作業と3つの学説

「当事者の確定」は、**民法には存在しない、訴訟法固有の作業**である。実体法上の権利者が誰かとは無関係に、手続を始めるにはまず名宛人を1人に決めなければならないからだ。この基準をめぐる、3つの学説が対立してきた。

- **意思説**——訴えを起こした人の意思を基準にする。
- **行動説**——実際に訴訟活動をした人を基準にする。
- **表示説**——訴状の記載を基準にする。

判例・通説は**実質的表示説**に落ち着いている。訴状の当事者欄だけでなく、請求の趣旨・原因など**訴状全体の記載を合理的に解釈して**当事者を確定する立場だ。選ばれた理由は3つの物差しで説明できる。

覚えるポイント — なぜ実質的表示説か（3つの物差し）

- ① **明確性**——形式的に決まるので争いになりにくい。
- ② **迅速性**——実態調査に時間をかけず手続を前に進められる。
- ③ **当事者間の公平**——訴状という誰でも見られる文書を基準にするので、どちらか一方に有利にならない。

原則はこれで動く。ただし、確定した結果が「訴状に書いた名前どおり」にならない場面が出てくる。次に、その処理を見る。

確定後の処理——表示の訂正か、当事者の変更か

実質的表示説で確定した結果は、3パターンに分かれる。

- ① **誰も当事者になっていない**——訴状の記載が滅茶苦茶で誰を指しているか分からない場合。訴えそのものが却下される。
- ② **訴状の名前とは別人が本来の当事者だった**——当事者そのものを入れ替える**任意的当事者変更**で対応する。
- ③ **同一人物だが、名前の書き方が間違っていただけ**——たとえば原告を「ひまわり台自治会」と書くべきところ「ひまわり台町内会」と書いてしまった取り違い。当事者はそのまま、表記だけを直す**表示の訂正**で足りる。

分かれ目は「**同じ人の表記ミスか、別人への差し替えか**」だ。表示の訂正は当事者としての同一性が保たれているので、訂正しても手続はそのまま続く。ところが任意的当事者変更は当事者そのものを差し替えるので、実質的には新しい訴えを起こすのに近い重みがある。この見分け方を持ったうえで、確定がズれる典型2場面——氏名冒用訴訟と死者名義訴訟——に入る。

4 氏名冒用訴訟

他人の名前を無断で使って訴訟をする場面だ。本人に断りなくその人の名前を訴状に書いて訴えを起こすと、**本人・冒用した者・相手方**という三者が登場する。ここでも処理を分けるのは「**いつそのズレが判明したか**」である。

訴訟の途中で判明すれば、無権代理と似た構成で冒用者を訴訟から排除すればよい。本人の関与しない訴訟行為は効力を持たないからだ。厄介なのは、いったん**判決が確定してしまっ**た後に判明した場合。確定判決には法的

安定性という重みがあり、本人の知らないところで確定した判決でも簡単には覆せない。そこで、上訴や再審という非常手段で救済する。この場合の再審は、代理権を欠いた者が訴訟行為をしたのと同じように扱われる（**民訴338条1項3号**——「法定代理権、訴訟代理権又は代理人が訴訟行為をするのに必要な授權を欠いたこと」）。上告についても同趣旨の規定があり（**民訴312条2項4号**）、氏名冒用は「本人から何の授權も受けていない者が訴訟行為をした場面」としてこれらに乗せて扱われる。なお同号にはただし書があり、「**追認があったときは、この限りでない**」——本人があとから認めれば、もう争えなくなるという出口も最初から用意されている。

5 死者名義訴訟

自治会の事案そのものだ。判明したタイミングで3パターンに分かれる。

- ① **訴え提起前の死亡が、提起前に分かった**——最初から正しく相続人を被告にして訴え直せばよい。
- ② **訴え提起後に、実は提起前から死亡していたと判明した**（自治会のケース）——死者を名宛人にした訴状はそもそも効力を持たず、相続人を当事者として扱う処理（表示の訂正、あるいは当事者の変更に近い処理）が必要になる。
- ③ **訴訟の途中で当事者が死亡した**——提起の時点では生きていたので、話が別。手続がいったん止まる。

③の場合を規律するのが**民訴124条1項1号**だ。「当事者の死亡」を中断事由とし、「相続人、相続財産の管理人、相続財産の清算人その他法令により訴訟を続行すべき者」が手続を引き継ぐ——この引き継ぎを**受継**という。受継によって訴訟はそのまま続いていく。自治会の事案は②のパターンで、③のように途中で死んだのではなく「提起前からすでに死んでいた」点が急所。中断・受継の問題では

なく、確定の段階で相続人を当事者として捉え直す処理になる。

ここまでが第1層——「そもそも誰が当事者なのか」を決める**確定**だった。特定できたその相手が、そもそも当事者に「なれる」のか（当事者能力）、自分で手続を追行できるのか（訴訟能力）は、次の#4bで扱う。

◆ 短答ひっかけ

- **形式的当事者概念**＝実体法上の権利の有無と切り離し、「その名で判決を求め／求められる者」を当事者とする。訴訟は原告・被告の**二当事者対立**。
- 当事者の確定は**訴訟法固有の作業**。判例・通説は**実質的表示説**（訴状全体を合理的に解釈）。理由は**明確性・迅速性・当事者間の公平**の3つ。意思説・行動説・表示説の中身と取り違えない。
- 確定後の処理は3つ——誰も特定できなければ**却下**／別人が本来の当事者なら**任意的当事者変更**／同一人の表記ミスなら**表示の訂正**。「同一人の表記ミスか、別人への差し替えか」が分かれ目。
- 氏名冒用・死者名義は、いずれも「**いつズレが判明したか**」で処理が分かれる。手続内なら軌道修正、確定後なら上訴・再審。
- 確定後に本人を害する形で確定した判決の救済は**再審（338条1項3号）・上告（312条2項4号）**＝「代理権・授權を欠く」枠。ただし**追認があれば争えない**（ただし書）。
- 死者名義の3タイミングを混同しない。**訴訟係属中の死亡＝124条1項1号の中断・受継／提起前から死亡＝確定の問題**。自治会の事案は後者。

◆ 論文の型

この回は当事者の確定の地図を作る解説（理解）回。論点の所在と学説・処理の骨格を示し、規範定式・あてはめは対応する論文回で実演する。

- **当事者の確定基準**——3学説（意思・行動・表示）を示したうえで、判例・通説の**実質的表示説**を規範として立て、その理由（明確性・迅速性・公平）を添えて、訴状全体の記載に当てはめて当事者を確定する骨格。
- **確定後の処理の振り分け**——確定結果が「同一人の表記ミス」か「別人」かを認定し、**表示の訂正／任意的当事者変更**のいずれで処理するかを分ける筋。当事者の同一性が保たれるかが分岐点。
- **死者名義訴訟・氏名冒用訴訟の処理**——「いつズレが判明したか」を軸に、手続係属中の軌道修正か、確定後の上訴・再審（338条1項3号・312条2項4号）かを振り分ける。死者名義は死亡の時点（提起前か係属中か＝124条1項1号）で場合分けする。

◆ 今日の地図（保存版）

- **当事者**：その名で判決を求め／求められる者（形式的当事者概念）。実体法上の権利の有無とは切り離す。原告・被告の二当事者対立。
- **確定**：訴訟法固有の作業。判例・通説＝**実質的表示説**（訴状全体を合理的に解釈）。理由＝明確性・迅速性・公平。
- **確定後の処理**：誰も特定できず＝却下／別人＝**任意的当事者変更**（新訴に近い重み）／同一人の表記ミス＝**表示の訂正**（手続はそのまま続行）。
- **氏名冒用訴訟**：本人・冒用者・相手方の三者。手続内なら冒用者を排除／確定後は

338条1項3号・312条2項4号で救済
(追認があれば争えない)。

- **死者名義訴訟**：①提起前死亡が提起前判明＝相続人へ訴え直し／②提起後に提起前死亡と判明＝確定の問題（相続人を当事者に）／③係属中死亡＝**124条1項1号**の中断・受継。
- **通底する軸**：確定のズレも冒用・死者名義も、「まだ動いている手続か、もう進んで

しまった手続か」という1本の時系列で整理できる。

今回は #4b 「当事者の能力——法人でない自治会が、なぜ自分の名前で訴えられるのか」。特定できたその相手が、そもそも当事者に"なれる"のか（当事者能力）・自分で手続を追行できるのか（訴訟能力）に入る。